

## 各支援金、給付金などの併用可否

併用の可否	千葉県感染拡大防止対策協力金	千葉県中小企業等事業継続支援金 A	千葉県中小企業等事業継続支援金 B	一時支援金	月次支援金	松戸市中小企業サポート給付金
千葉県感染拡大防止対策協力金	—	× 例外：支給が昨年度分（第1～5弾）のみであれば併用可	× 例外：支給が昨年度分（第1～5弾）のみであれば併用可	×	×	×
千葉県中小企業等事業継続支援金 A	× 例外：支給が昨年度分（第1～5弾）のみであれば併用可	—	○ ※Bは酒類販売業者等のみ	○	○	○
千葉県中小企業等事業継続支援金 B	× 例外：支給が昨年度分（第1～5弾）のみであれば併用可	○ ※Bは酒類販売業者等のみ		○	○	○
一時支援金	×	○	○	—	○	△※
月次支援金	×	○	○	○	—	△※
松戸市中小企業サポート給付金	×	○	○	△※	△※	—

※売上に応じて、対象になるかどうか決まる

国の一時支援金、月次支援金（4月分・5月分）を受給する事業者については、令和3年1月から5月の売上合計に一時支援金、月次支援金（4月分・5月分）の支給額を加えて、前年（前々年）と比較してそれでも20パーセント以上減少していれば松戸市中小企業サポート給付金の対象と